

豊中市生活支援サービス従事者研修実施要領

1. 目的

この要領は、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に基づき実施する訪問型サービス A 及び通所型サービス A（以下、「基準緩和サービス」という。）に従事する者の養成研修（以下、「研修」という。）を実施することについて必要な事項を定める。

2. 実施主体

研修の実施主体は、次のいずれかとする。

- (1) 豊中市
- (2) 生活支援サービス従事者研修実施事業所届出書（様式第 4 号）によりこの要領に基づき研修を実施（修了評価を除く）することを届出た事業所（以下研修実施事業所という。）

なお、実施主体が豊中市の場合、市長は研修の全部又は一部を委託して行うことができる。

3. 受講対象者

研修の対象者は、基準緩和サービスに従事する意思のある者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に居住し、かつ、住所を有する者
- (2) 本市において、基準緩和サービスを提供予定又は提供している（平成 29 年 4 月以降）事業所で勤務を予定する者

4. 研修内容

研修の実施内容は、次のとおりとする。

- (1) 標準カリキュラム
研修の標準カリキュラムは、別表第 1 のとおりとする。各科目の到達目標、評価、内容については、別表第 1 別紙に定める。
- (2) 研修講師
研修講師の要件は、別表第 2 のとおりとする。
また、研修の実施主体となる者は、講師について研修事業の趣旨を理解し、講義、演習を適切に行うことができる者を選任することができる。

5. 研修実施の手順

- (1) 研修の申し込み

研修を受講しようとする者は、豊中市生活支援サービス従事者研修受講申込書（様式第 1 号）又は、これに準ずる書類等により、市長に申し込まなければならない。ただし、研修実施事業所に申し込む場合はこの限りでない。また、修了評価のみを受講する者は、別途豊中市生活支援サービス従事者研修受講証明書（様式第 6 号）

を提出しなければならない。

(2) 受講者の決定

市長は、研修の申し込みを受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、研修の受講者として決定し、その旨を当該申し込みを行った者に通知する。

(3) 受講者台帳

市長または研修実施事業所は研修を受講した者について、豊中市生活支援サービス従事者研修受講者台帳（様式第5号）を作成し永年保存するものとする。また、市長から請求があった場合、研修実施事業所は受講者台帳の全部又は一部を開示しなければならない。

(4) 受講証明書

研修実施事業所は研修の全課程（修了評価を除く）を受講した者に対して、豊中市生活支援サービス従事者研修受講証明書（様式第6号）を交付する。

(5) 実績報告

研修実施事業所は研修の実施について、全課程（修了評価を除く）実施後すみやかに市長宛豊中市生活支援サービス従事者研修実績報告書（様式第7号）により報告するものとする。

(6) 修了証書

市長は、研修の全課程を修了した者に対して、修了証書（様式第2号）を交付する。

(7) 修了者台帳

市長は、研修の修了者についての豊中市生活支援サービス従事者研修修了者台帳（様式第3号）を作成し、研修を修了した者について当該台帳に記録するものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月1日から施行する。